

役員及び評議員に対する報酬等について

- 1 評議員に対する報酬は、公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団定款第 19 条第 1 項の規定により無報酬とする。
- 2 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団定款第 34 条第 1 項に規定する理事及び監事に対する報酬の支給総額及び「別に定める報酬の基準」は次のとおりとする。
 - ① 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 15 号に掲げる基準に適合するために選出しなければならない理事の報酬は、月額 16,800 円とし、その他の理事の報酬は、無報酬とする。この場合において、理事の報酬の支給総額は、年額 168,000 円とする。
 - ② 監事の報酬の支給総額は、年額 600,000 円とし、1 人あたりの支給額は、年額 300,000 円とする。ただし、評議員会で支給することとして認めた者に対してのみ支給する。
 - ③ 年度の途中で就任又は退任した場合は、報酬年額から 12 を除して得た額に、監事として在任した月数を乗じた額を支給する。ただし、就任又は退任した日の属する月における在任日数が 10 日に満たない月については在任月数に含めない。
 - ④ 報酬の支給方法は、3 月末日迄に指定する口座へ振り込むものとする。なお、年度途中で退任した場合は、退任の日から 7 日以内に支払うものとする。
 - ⑤ この基準の変更は、評議員会の決議により行う。
- 3 この規定は、令和 7 年 6 月 26 日から施行する。